

「農の雇用事業」後継事業（農の雇用事業は令和3年度で募集終了）

「雇用就農資金」令和5年度第1回募集開始のご案内



次代の農業を担う従業員（49歳以下の無期雇用従業員（雇用就農志向者）又は有期雇用従業員（独立就農志向者）を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する事に対して助成する、農林水産省補助事業「雇用就農資金」を活用して、4年間取り組みませんか？

全国農業会議所では、農業法人等が雇用就農志向者又は独立就農志向者を雇用し、農業経験豊富な研修指導者が、当該法人等での就業又は独立就農に必要な農業技術や知識等を習得させる為の研修を実施する場合に助成する、「雇用就農資金」の参加者を募集します。**応募申請を希望される方は、熊本県農業会議まで一度ご相談下さい。**（担当：岩崎・今村・出田、TEL：096-384-3333）

なお、「農の雇用事業」は令和3年度で募集終了し、令和4年度以降新規募集しないため、申し添えます。

①雇用就農者育成・独立支援タイプ（令和5年度は、3回募集）

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付。

②新法人独立支援タイプ（令和5年度は、3回募集）

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付。

③次世代経営者育成タイプ（令和5年度は、2024年1月31日迄随時募集）

農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援。

助成内容

①雇用就農者育成・独立支援タイプ

【助成額】 新規雇用就農者1人あたり年間最大60万円（月額5万円）

【助成期間】 最長4年間（最大240万円）

②新法人独立支援タイプ

【助成額】 新規雇用就農者1人あたり年間最大120万円（月額10万円）

【助成期間】 最長4年間（最大360万円） ※3～4年目は年間最大60万円（月額5万円）

※雇用就農者が、障がい者、生活困窮者、刑務所出所者の場合は、助成額の年間最大15万円の加算措置あり。

※事業実施期間3ヶ月未満は、助成金交付されません。

令和5年度募集日程（第2回・第3回募集は予定です）

	募集期間	支援期間	採用日
第1回	2023.3.1～4.4	2023.6.1～2027.5.31	2022.6.1～2023.2.1
第2回	2023.7～8	2023.10.1～2027.9.30	2022.10.1～2023.6.1
第3回	2023.10～11	2024.2.1～2028.1.31	2023.2.1～2023.10.1

※左記の「採用日」は、この間で採用された正社員等新規雇用就農者が応募申請対象となります。

（参考）令和4年度採択数（3回募集分の合計）

経営体数(全国)	従業員数(全国)	経営体数(熊本)	従業員数(熊本)
1,722	2,134	45	59

※3月迄で既に退職・離農者が出ています。当事業は、助成を受けて離農者が出た際、同じ経営体から新たに応募申請する場合は、以下④の「補完雇用就農者」要件が新たに追加されます。

雇用就農資金の主なポイント

- ① 「農の雇用事業」は研修期間が2年であったのに対して、「雇用就農資金」は4年間。但し、支援総額は1年間60万円×4年間で最大240万円となります。
- ② 「農の雇用事業」は、研修指導者1人が受け持ち可能な研修生数は3人までとなっていたものの、「雇用就農資金」は人数制限を撤廃。
- ③ 「農の雇用事業」は、常時従業員数に応じて、応募申請可能な人数制限があったものの、雇用就農資金は人数制限を撤廃。裏面の事業要件が適合すれば、1年間に雇用した従業員何人でも申請可能。
- ④ 支援対象となる新規雇用就農者の関係で雇用就農資金の助成を受け、その後、離農した場合、それ以降の応募申請は、離農した方の数を超えて雇用した新規雇用就農者を支援（[例]参照）。

[例] 事業対象となった従業員1名が助成を受けた後、離農した場合、新たに「雇用就農資金」に応募申請する為には、その従業員の採用日以降で正社員となった従業員が2名以上ないと申請出来ない。なお、この場合、2名のうち1名が離農者の補充要員としてカウントされる為、次に申請可能な人数は、2名のうちの1名（採用が遅い方）のみとなる。

事業参加の主な要件

必ず、募集要領にて詳細をご確認下さい。



【農業法人等の要件】

- ① 概ね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業者等であること。
- ② 農業経験5年以上の役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと。また、応募申請時の研修計画（「農業をはじめ、j p」に研修計画を申請者自ら登録すること）に基づき、研修を年間概ね 300 時間（月 25 時間）以上行うこと。なお、独立就農志向者の場合、研修計画に経営ノウハウに係る内容を記載し、研修すること。
- ③ 新規雇用就農者との間で、期間の定めのない正社員契約（独立就農希望は有期雇用契約でも可）を結び、雇用保険、労働者災害補償保険、法人の場合は社会保険（健康保険、厚生年金）にも加入させること。
- ④ 1 週間の所定労働時間が年間平均 35 時間以上であること。（障がい者の場合は、20 時間以上）
- ⑤ 労働基準法に準拠した休憩、休日及び有給休暇を雇用契約書等に規定すること。
- ⑥ 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。
 - A) 年間総労働時間（年間所定内労働時間・年間所定外労働時間の合計）を2445時間以内に規定すること。
 - B) 経営理念、人事評価制度、賃金テーブルの整備。
 - C) 従業員の働きやすい就業施設の整備（従業員専用の男女別トイレ、休憩室、更衣室、浴室等）
- ⑦ 過去5ヶ年に雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業での定着率が、50%以上であること。

【新規雇用就農者の要件】

- ① 支援終了後も就業を継続又は独立する強い意志があり、採用日時点で年齢が50歳未満の者。
- ② 過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること。
- ③ 新規雇用就農者が代表者の3親等以内の親族でないこと。ただし、親族以外の雇用条件が同等（労働時間、休日、給与、昇給・賞与・退職金、加入保険等）の従業員がおり、代表者と同居していない場合はこの限りでない。
- ④ 過去、就農準備資金、農業次世代人材投資資金準備型の研修を受けていないこと。なお、県立農大で準備型研修を受けていた方や耕種⇔畜種の研修移行は可。また、「雇用就農資金」独立支援タイプ（独立就農志向者の育成）で応募する場合、事業終了後、就農準備資金への移行は不可。経営開始資金への移行は可。



応募から採択後の流れ

（応募申請から採択までの主な流れ）

- 募集要領・事業申請書等入手・確認・申請書作成の上、熊本県農業会議にメール又は郵送等で提出。ネットでのオンライン受付もあります。

[ひのくにねっと](#) [検索](#)
※新着情報に掲載

※3月1日～4月4日応募受付。

- 書類提出後、熊本県農業会議に来所頂き、個別面談の実施。
※随時実施。

- 熊本県農業会議にて個別面談結果を整理し、内部審査会を実施。その結果を応募書類と併せて全国農業会議所に報告。
※4月下旬

- 全国農業会議所にて最終審査会の実施。
※5月下旬（予定）

- 全国農業会議所・熊本県農業会議を通じて応募申請者全てに採否結果等通知。
※5月下旬（予定）

（採択から助成金入金までの主な流れ）

- 6月1日から事業開始。

- 熊本県農業会議が主催する代表者・研修指導者向け指導者養成研修会、雇用就農者向け（採択を受けた事業対象従業員向け）事業説明・研修会に参加。

※6月中旬～下旬を予定

- 雇用契約書等に基づく労務管理と応募申請書研修計画に基づく研修の実施。

※出勤簿・賃金台帳は毎月管理、研修は適宜実施。
なお、研修は概ね年間300時間程度実施。

- 現地確認調査（事業要件に係る基本書類及び雇用や研修の状況等確認）の実施。

※年度内に1回。
初回は2ヶ月以内に実施。

- 助成金交付申請。
※半年毎に1回申請。
※初年度は、年度末のみ変則的な交付申請となる。

- 熊本県農業会議、全国農業会議所で書類確認し、入金。

お問い合わせ先

（一社）熊本県農業会議 岩崎・今村・出田

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL096-384-3333、FAX096-385-1468、E-mail : 43koyousyuunou@nca.or.jp

※募集要領・応募申請様式の入手 [ひのくにねっと](#) [検索](#) 又は [全国新規就農相談センター](#) [雇用就農資金](#) [検索](#)

※応募申請は、①HPの専用応募様式フォームの入力・送信（携帯端末からの入力是非対応、PC端末からの入力のみ対応）、②Excelの応募様式入力・メール添付送信、③手書き・郵送提出のいずれかで受付していますが、①での応募申請を推奨致します。